

第71回岡山県消防操法大会 操法実施要領等説明会

消防操法実施要領

操法審査要綱

操法審査要領

大会統一事項

第71回岡山県消防操法大会 開催日

令和7年7月6日(日)

岡山県消防操法実施要領等の改正について

岡山県消防操法実施要領等は、全国消防操法実施要領に準じています。

安全行動が基本であり、さらに確実に迅速な基本技術の向上を目的として改正されています。

改正理由は

- ①現場により即した実戦操法に基づくこと。
- ②全国消防操法大会と統一性をもたせ、実施要領中に岡山県独自のローカルルールをなくすこと。(整合できない部分を除く)
- ③全国大会出場した際に全国大会実施要領と相違がなく、スムーズに訓練(準備)できること。
となります。

ポンプ車操法

13消防団

小型ポンプ操法

21消防団

計 34消防団出場予定

令和6年11月26日 現在

なお、第71回岡山県消防操法大会のポンプ車操法の部で優勝した団については、令和8年に開催（開催場所未定）予定の第31回全国消防操法大会の出場権を獲得することとなっています。

消防操法実施要領等 の改正点

**第71回岡山県消防操法大会
の消防操法実施要領等の改正
は文言の修正や整理がほとん
どで、行動要領を改正する箇所
はありません。**

改正点

操法審査要綱

操法審査要綱

岡山県消防操法大会統一事項

上記の文章中の全ての「第70回」を
「**第71回**」に変更。

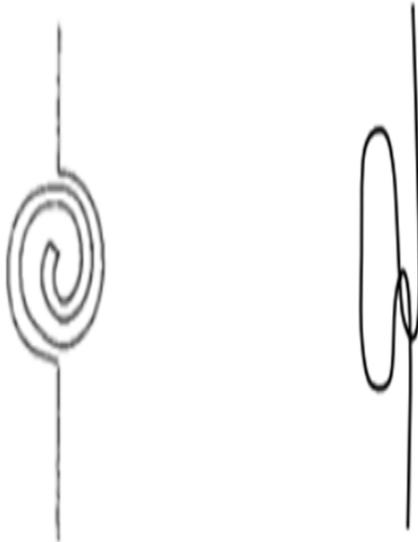
消防操法実施要領

よじれの例図をキンクの状態がよく分かるものに変更

3ページ

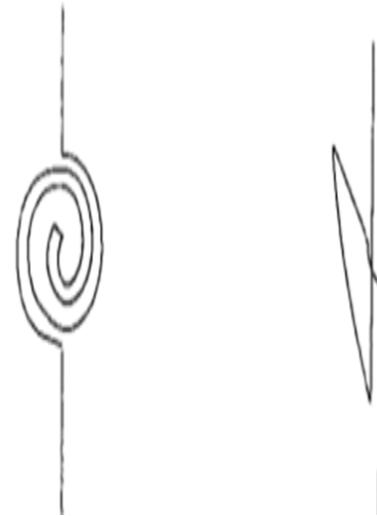
新

(例図)



旧

(例図)



「ねじれ」と「よじれ」

【解説】

「ねじれ」とは

延長ホース、余裕ホースのスクリュウ状の回転等をいう。**(総合＋展張要領不適、延長要領不適)**

「よじれ」とは

延長ホース、余裕ホースの渦巻き状態、キンク状態をいう。

(総合＋展張要領不適、延長要領不適)

「ねじれ」(延長ホースがスクリュー状)



「よじれ」(渦巻き状態、キクの状態)



延長ホースの「よじれ」の修正

延長ホースに送水した際に著しい障害を及ぼすような「よじれ」がある場合は、「放水始め」の伝達を行う前に修正しなければならない。

ポンプ車……2番員、3番員

小型ポンプ……1番員

ホースのよじれ等の部分を触るだけではなく、完全にその部分を修正すること。

修正しない場合は「ホース修正脱落(2点)」の減点になります。(展張要領不適、延長要領不適、タイムとの兼ね合いもある)

消防操法実施要領

5ページ(上から2行目)

8 操法実施上の基本的事項

(4)各操作要領

ク 注水補助姿勢

ホースの保持体形は、右足を1歩踏み出し…
漢字の一から、数字の1へ修正

11ページ(上から8行目)

ポンプ車操法

2 機材のセッティング(ポンプ車)

(3)…6本のうち

6本うち → 6本のうち 「の」の追加

消防操法実施要領

16ページ(下から8行目)

ポンプ車操法

第1線延長(2番員)

(2)放水開始の伝達

注水部署(①の反対側1歩後方)にいたり...

—から1へ修正

消防操法実施要領

23ページ(上から9行目)

ポンプ車操法

放水中止(3番員)

「伝達終了」と呼唱し、左足を1歩踏み出し・・・

—から1へ修正

操法審査要綱

50ページ(上から13行目)

7 出場隊の服装

(3)靴は、操法に支障のないものとする。

(脚絆を用いても可)

【改正理由】

最近、地下足袋等で出場する団も少なくなってきたしており、またハイソックスの着用も増えてきたことから、「脚絆を用いる」を削除した。

審査表

57ページ、67ページ(各ページ、下から13行目)

ポンプ車、小型ポンプ操法ともに総合審査表の総合審査の解説(各項目の詳細)5:操法要領遵守度中の、ホースライン(通水前)からホースライン(送水前)に改正した。

【改正理由】

送水前とは放口を開ける前であり、通水前とはホースの、その箇所には水が通過する前のタイミングを意味するため。

審査表

61ページ

ポンプ車操法(1番員)の審査表の第2線延長の欄に「注水姿勢不安定」の減点項目の追加。

【追加理由】

指揮者の「第2線延長始め」の号令により、1番員の復唱に「よし」と呼唱した2番員がホースを離した際の1番員の注水姿勢を評価する項目が追加されたもの。

審査表

64ページ、73ページ

ポンプ車4番員の下車、小型ポンプ3番員の第1線延長の審査表の欄において、それぞれ「呼唱脱落」と表記されていたが、「呼唱の脱落」とし「の」を追加した。

審査表

75ページ

総合審査員配置について、従来はポンプ車操法、小型ポンプ操法とともに、それぞれが1ページずつ表記されていたが、1ページに統合し、審査員位置等を詳細に説明した。

大会統一事項

76ページ(上から3行目)

1 統一事項

(1) 出場隊共通事項

正 ① 出場隊の服装は、「**操法審査要綱**」・・・

誤 ① 出場隊の服装は「第70回岡山県消防操
法実施要綱」・・・

【修正理由】

出場隊の服装について定めているのは**操法
審査要綱**であるため。

大会統一事項（審査細目）

80ページ（上から15行目）

2 審査細目

(1)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項

⑤**通水前**に火点側余裕ホースに半回転等・・・減点しない。
ただし、**通水前**に筒先操作員・・・。

【修正理由】

延長ホースと余裕ホースの形状は空ホースの状態で審査が終了している。

しかし、機関操作員が放水始めを受けて、放口を開ける時点では火点側余裕ホースが完成していないため、今回、「**送水前**」を「**通水前**」という文言の修正をしたもの。

大会統一事項（審査細目）

81ページ(下から10行目)

2 審査細目

⑱第2ホース延長の際は、おす金具を・・・これらの動作が適正に行われなかった場合は減点する。

→ これらの動作が適正に行われなかった場合は~~それぞれ~~減点する。

【改正理由】

~~それぞれ~~との表記があるが、減点項目は1箇所のため、「それぞれ」を削除した。

審査細目

82ページ(上から2行目)

(2)ポンプ車に関する事項

① 2番員の注水補助で、注水部署(1番員の

反対側1歩後方)位置がとれない場合は・・

—から1へ修正

**以上が改正点、修正点
となります。**

実施要領中に明記されていないが…

ポンプ車操法での下車時の3
点指示を励行すること。

審査表の減点項目にもあるよう
に安全性に係る箇所なので、
審査の着眼点を強化します。

下車要領について

ポンプ車操法実施要領では

【下車時のドア開放は、窓から目視で後方確認後、二段操作（少し開け、後方を確認する）で開放する。（全開の必要はない）ドアは勢い任せで閉めず、最後までドアから片方の手を離さない。】

との記載しかありませんが、前段で説明のとおり**3点支持を励行**してください。

手は確実に握れる場所や物としてください。

出来ていなければ**減点対象**になります。

（下車要領不適）

3点支持とは(1)

現場活動においては安全で確実な行動が要求されます。

操法もその主旨に鑑み、行動要領も改正されています。

もし、下車時に足を滑らせた場合、転倒、落下、転落等の危険性を排除させることを目的とし、3点支持の励行を含めたものを審査項目に【下車要領不適】として入れています。

3点支持とは(2)

もし、確実に握れる場所や物が存在しない場合、また存在してもそこに至るまで距離があり、それに到達するまでに不安定な姿勢になる場合は、他の場所や物を支持して安定な姿勢になることで3点支持しているものとみなします。

理由：実施要領や大会統一事項に明記されていないため。

3点支持とは(3)

Q.

座席の背もたれ部分を手で支えるのはOKか？

A.

今後、実施要領等に明記されるまでの間は、**手で確実に握れる場所や物がない場合に限り**、隊員の身長、手の長さ、車高等から安全性を最優先して、下車時の状態が安定するのならばOKとする。

ただし、ドアを開放した際に持っている**ドアの取っ手は支持物とは見なさない**。

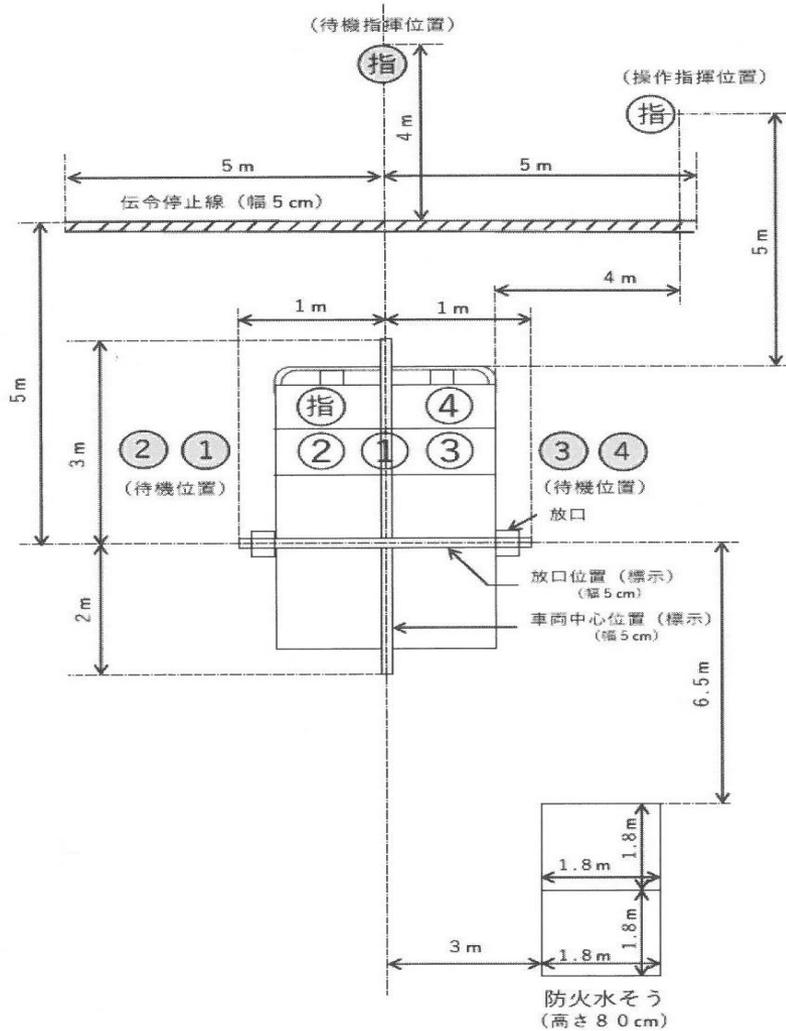
理由は開放したドアは可動するため、支持物と見なさないため。

ポンプ車操法

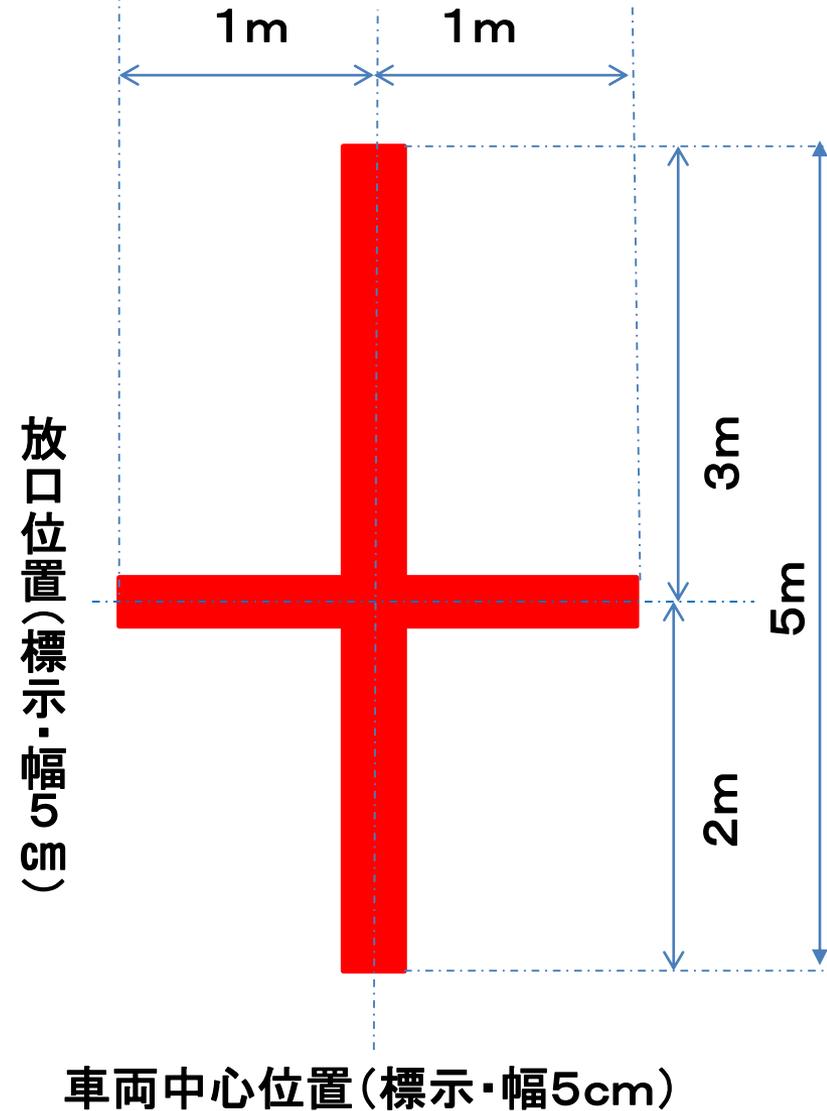
実施要領説明

12ページ

ポンプ車操作の待機位置等



ポンプ車両の定位

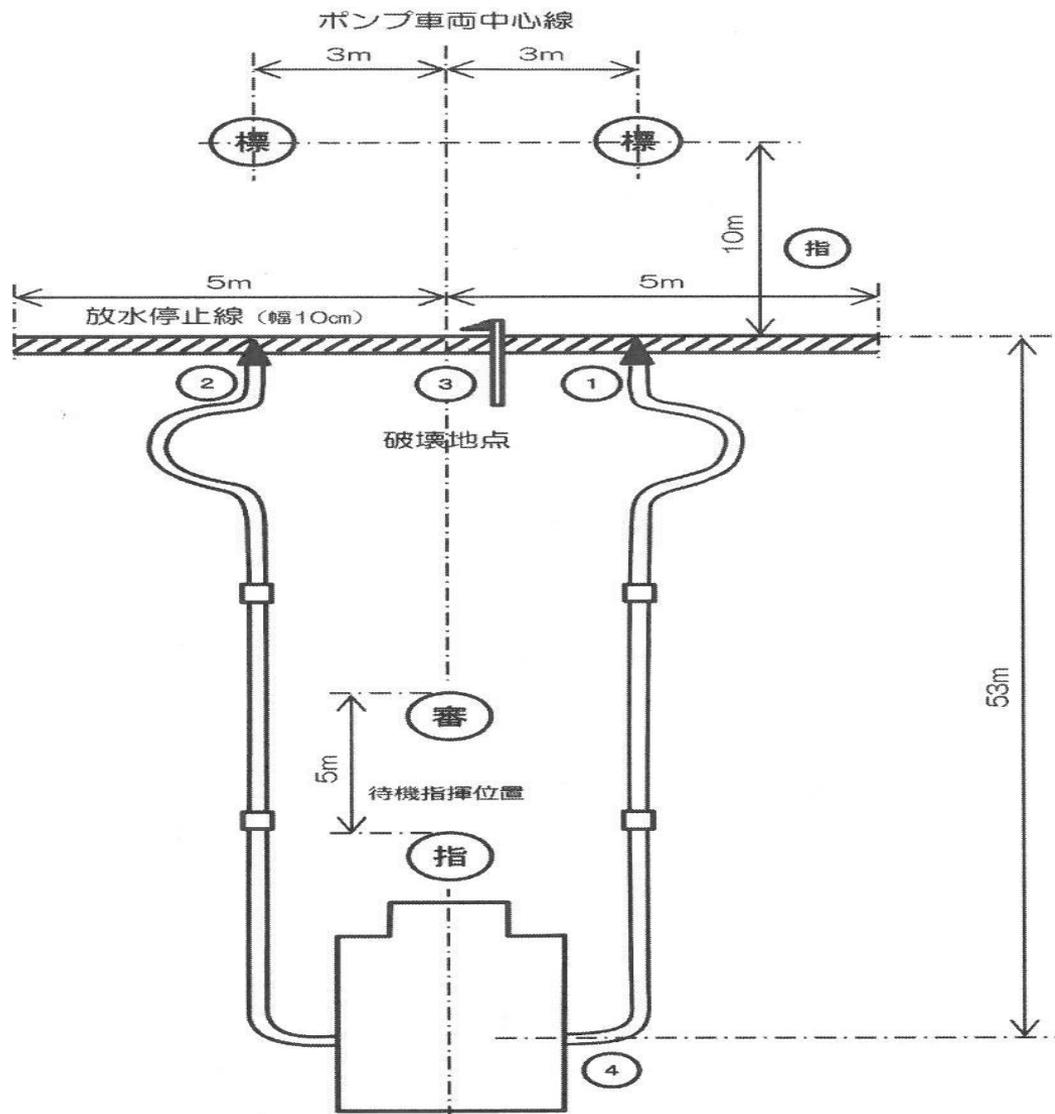


ポンプ車操法の各位置の距離(水利側)

それぞれの距離は、全てポンプ車の第1放口が基準になっている。

- 1 水利の位置(寸法1.8m×1.8m×0.8m(水量は上端から15cm))
 - ・放口位置から一つ目の水利の火点側面(がわめん)が6.5m
 - ・ポンプ車中心線から側面が3m
 - ・水位は上端から約15cm
- 2 伝令停止線は放口の中心から火点側に5m(伝令停止線基準線まで)長さ10mで幅5cm
- 3 操作指揮位置はポンプ車前方5m、ポンプ車右側方4m
- 4 待機指揮位置は伝令停止線基準線から4m(ただし、踵、つま先は問わない)

30ページ 延長体系図



ポンプ車操法の各位置の距離等(火点側)

30ページ

- 1 指揮者の火点指揮位置
1番員の右斜め前方、おおむね3mのところに位置すればよい。
(1番員の左右の足の位置に関係ない)
- 2 放水停止線は放口の中心から放水停止線基準線までが53mの位置で、ポンプ車両中心から左右に5mの計10mの長さで幅10cm
- 3 有効放水測定装置付標的(火点)の中心の位置は放水停止線基準線から10mで高さは標的の上端が2m
(従来と変更なし)

待機指揮位置と待機位置

【待機指揮位置(指揮者)】

指揮者は**待機指揮位置**という表記で位置は**伝令停止線(基準線)中央から火点側4mの位置**で火点方向を向いて待機(踵、つま先は問わない)

【待機位置(各隊員)】

隊員は**待機位置**という表記で位置は**ポンプ車後方ドアから火点に向かって左側に内側から①②、右側に内側から③④**

(後方ドアからそれぞれの隊員の距離は問わない
(乗車しやすい位置))

待機から点呼、開始報告、想定付与、乗車、下車まで

13ページ

【待機】

指揮者は待機指揮位置で、火点方向を向いて整列休めの姿勢で待機。

【開始】

その後、審査班長の「操法開始」の合図により待機指揮位置で回れ右をし、各隊員に対して相対した後、「気をつけ」の号令をかけ、隊員を基本の姿勢にし、「番号」と号令する。

13ページ

【開始報告】

さらに、待機指揮位置で回れ右をし、審査班長に挙手注目の敬礼を行い、「〇〇市町村消防団、ただいまからポンプ車操法を開始します。」と報告し挙手注目の敬礼を行った後、回れ右をする。

隊員はポンプ車後部ドアの右側（運転席側）から③④、左側から①②の乗車しやすい位置（待機位置）に整列休めの姿勢で待機する。
その後は指揮者の号令は前述のとおり。

1 3 ページ

【乗車】

指揮者の「乗車」の号令後、乗車時はドアを開放（全開の必要なし）し、**車両への乗り込みは3点支持を励行すること。**

（乗車については各隊員共通事項）

1 4 ページ

【下車】

下車時のドア開放は、**窓から目視で後方確認後、二段操作（少し開け、後方を確認する）**で開放する。（全開の必要はない）

下車の際も、乗車同様に3点支持を励行すること。

ドアは勢い任せで閉めず、ドアを閉める操作が必要な隊員は**最後までドアから片方の手を離さない。**（下車については各隊員共通事項）

3点支持は4番員の収納時も同様です。

5ページ

【ポンプ車乗車後の操作要領】

乗車後、4番員は、エンジンを始動させたのちポンプを作動させるために、必要な当該操作を行うこと。（「操作始め」の合図後に行う操作を除く。）指揮者は各隊員の乗車状況を確認すること。（指揮者は首振り確認要）

指①②③④は車両の走行に対応できる姿勢をとる。

操法使用車両について

ポンプを作動させるときにサイドブレーキを引いた状態ではポンプが作動しないシステムとなっている車両について操法上の操作手順を説明します。

前ページ車両の操作手順について

- 1 シフトレバーを **P** に入れる。
- 2 サイドブレーキを引く。
- 3 ブレーキペダルを踏みながらパーキングブレーキスイッチを押す。
- 4 シフトレバーを **N** に入れる。
- 5 サイドブレーキを下ろす。
- 6 ブレーキペダルを踏みながら**PTO**を入れる。
- 7 **PTO**ランプが点滅から点灯に変わることを確認する。
- 8 指揮者の「操作始め」の号令により、サイドブレーキに触れ「よし」と呼唱する。
- 9 シフトレバーを **D** に入れる。

14ページ

【下車要領】

指揮者は乗車後、直ちに各隊員の乗車状況を確認し、「操作始め」と号令する。

④は指揮者の「操作始め」の号令により、サイドブレーキを引き(確認)「よし」と呼唱し、ポンプレバー等を入れた後、ドアを開放させ下車する。**(下車時、火点監視は必要ない)**

5ページ(上から1行目)

**ポンプ車操法2番員の
注水補助姿勢について
説明します。**

ポンプ車操法2番員の注水補助姿勢



ホースの保持体形は、右足を1歩踏み出し、膝をやや曲げると同時に体重を前方におき、放水角度に影響を与えないように両手でホースを腰付近で保持した姿勢で注水補助を行う。



ホースの保持体形は、右足を1歩踏み出し、膝をやや曲げると同時に体重を前方におき、放水角度に影響を与えないように両手でホースを腰付近で保持した姿勢で注水補助を行う。



注水補助について(1)

82ページ

2審査細目

(2)ポンプ車に関する事項

①2番員の注水補助で、注水部署(1番員の反対側1歩後方)位置がとれない場合は、ホースの形状を整え、伝達位置を確保し、1番員の1歩後方で「伝達終了」の呼唱をするものとし、これらの動作が適正に行われなかった場合は減点する。「伝達要領不適(終了)」また、注水補助の姿勢は、反動力に耐える自然な前傾姿勢(膝を地面に着けない)とし、これらの動作が適正に行われなかった場合は減点する。「注水補助不適」

注水補助について(2)

16ページ

第1線延長

2番員

(2)放水開始の伝達

.....延長ホースの左側にそって最短距離で注水部署(①の反対側1歩後方)にいたり「伝達終了」と呼唱して注水補助を行う。

注水補助について(3)

78ページ

大会統一事項

(3)ポンプ車に関する事項

⑧注水補助をする際、補助部署が確保出来ない場合は、ホース修正しながら注水補助位置にいたってもよい。

注水補助について(4)

ただし

81ページ

2 審査細目

②注水後のホースの修正は、注水補助をする場所を確保できていない場合やホースのよじれ等により著しく注水に支障がある場合に行い、競技の遅延につながるような不必要なホースの修正は行わないものとする。

(総合審査で評価)

注水補助について(5)

2番員が注水部署にいたるまでに、注水補助位置が確保できていない場合で、延長ホースの修正が必要なときは、延長ホースの左側で行うこと。

(火点側余裕ホース含む)

出来ていなければ**経路不適**

注水補助部署(1番員の後方おおむね1m)が 確保出来ない場合のホース修正

延長ホースの左側 ○



延長ホースの右に移動 ✕



注水補助について(6)

19ページ(下から5行目)

第2線延長

2番員

(後方におおむね1メートルの注水補助ができる場所をつくる。)

と、1メートルの注水補助ができる場所をつくる旨の記載があるが、2番員がその動作を適正に行っていなかった場合でも、**伝達員(3番員)はホースの形状を整え、伝達位置を確保する動作はしなくてよい。**

理由:実施要領に記載がないため。

23ページ

【収納】

(指揮者)

合図により①の方向に向きを変え「おさめ」と号令し、①②が筒先を離脱し、背負うのを確認した後、進行方向に向きを変え①②とともに発進し、**第1線第2ホースをまたいでポンプ車方向を向いて待機指揮位置で停止する。**

23ページ

【収納】

(1番員)

指揮者の「おさめ」の号令により「よし」と呼唱し、筒先を第3ホースから離脱し、背負った後、指揮者とともに発進し、**第1線第2ホース及び第2線第1ホースをまたいでポンプ車左側をとおり筒先を元の位置に収め待機位置に集まる。**

(ポンプ車後方を通過する時はホース接地部をまたぐこと)

24ページ

【収納】

(2番員)

指揮者の「おさめ」の号令に「よし」と呼唱し、筒先を第3ホースから離脱し、背負った後、指揮者ととともに発進し、第2線第1ホースをまたいでポンプ車左側をとおり筒先を元の位置に収め待機位置に集まる。

(ポンプ車後方を通過する時はホース接地部をまたぐこと)

24ページ

【収納】

(3番員)

指揮者の「おさめ」の号令に「よし」と呼唱し、とび口を浮かし、回れ右の要領で向きを変えると同時にとび口を左手に持ち替えて左腋下に抱え、**第2線第1ホースをまたいで**とび口収納位置にいたり、両手でとび口を持ち上げ元の位置に収め待機位置に集まる。

24ページ

【収納】

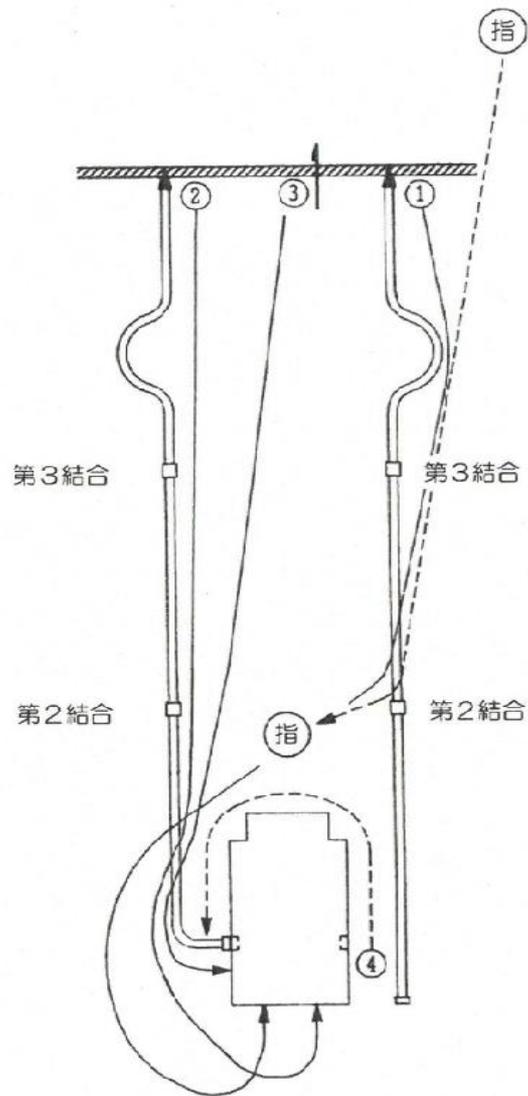
(4番員)

指揮者の「おさめ」の号令に「よし」と呼唱し、乗車位置にいたり乗車した後、ポンプレバーを操作し、次いでエンジンを停止したのち下車し延長ホースの内側で第1放口のホースを離脱し、伸長させ、ポンプ車前を通り、第2放口にいたりホースを離脱、伸長させた後、待機位置に集まる。

29ページ

収納経路図

収納経路図 (ポンプ車)



24ページ

【身体、服装点検】

指揮者は待機指揮位置、各隊員は待機位置に
集まった順に身体、服装点検を実施する。
その後は、基本の姿勢となる。

【点検報告】

各隊員は身体、服装の点検終了後、自主整とんし、指揮者の「点検報告」の号令で①から④まで順次指揮者に相対し、「○番員異常なし」と報告する。

25ページ

【終了報告～解散】

(指揮者)

待機指揮位置で回れ右をし、審査班長に拳手注目の敬礼を行い、「〇〇市町村消防団ポンプ車操法を終了しました。」と報告し、拳手注目の敬礼を行った後、回れ右をし、各隊員に対して相対する。

その後、各隊員に対し、「わかれ」と号令し、各隊員に答礼し解散させる。

ポンプ車操法

詳細説明

エンジンの始動時期と付随操作（機関員）

乗車後、直ちにエンジン始動すること。

その後、ポンプメインスイッチ（パネル式操作盤等の起動スイッチ・Eモニター等）も入れてよい。

ポンプ側での余裕ホースの配意

18ページ

ポンプ側でおおむね2mの余裕ホースを取るときは展張後、ホースに配意するときに後方に引いて確保し、放口に結合してもよい。

また、4番員は実施要領中で「右足を横に開き余裕ホースに配意・・・」と記されているが、右足は前方、後方のどちらに開いても構わない。

上記は、右足を横に開いても余裕ホースに配意できない場合のこと。

(例えば、右足を横に開いてもホースに手が届かない等)

ただし、左足(ポンプ車操法第2線の場合は右足)は軸足であるため動かさないこと。

(小型ポンプ操法3番員も共通)

ポンプ側の余裕ホース修正の範囲 (送水操作前)

80ページ

2 審査細目

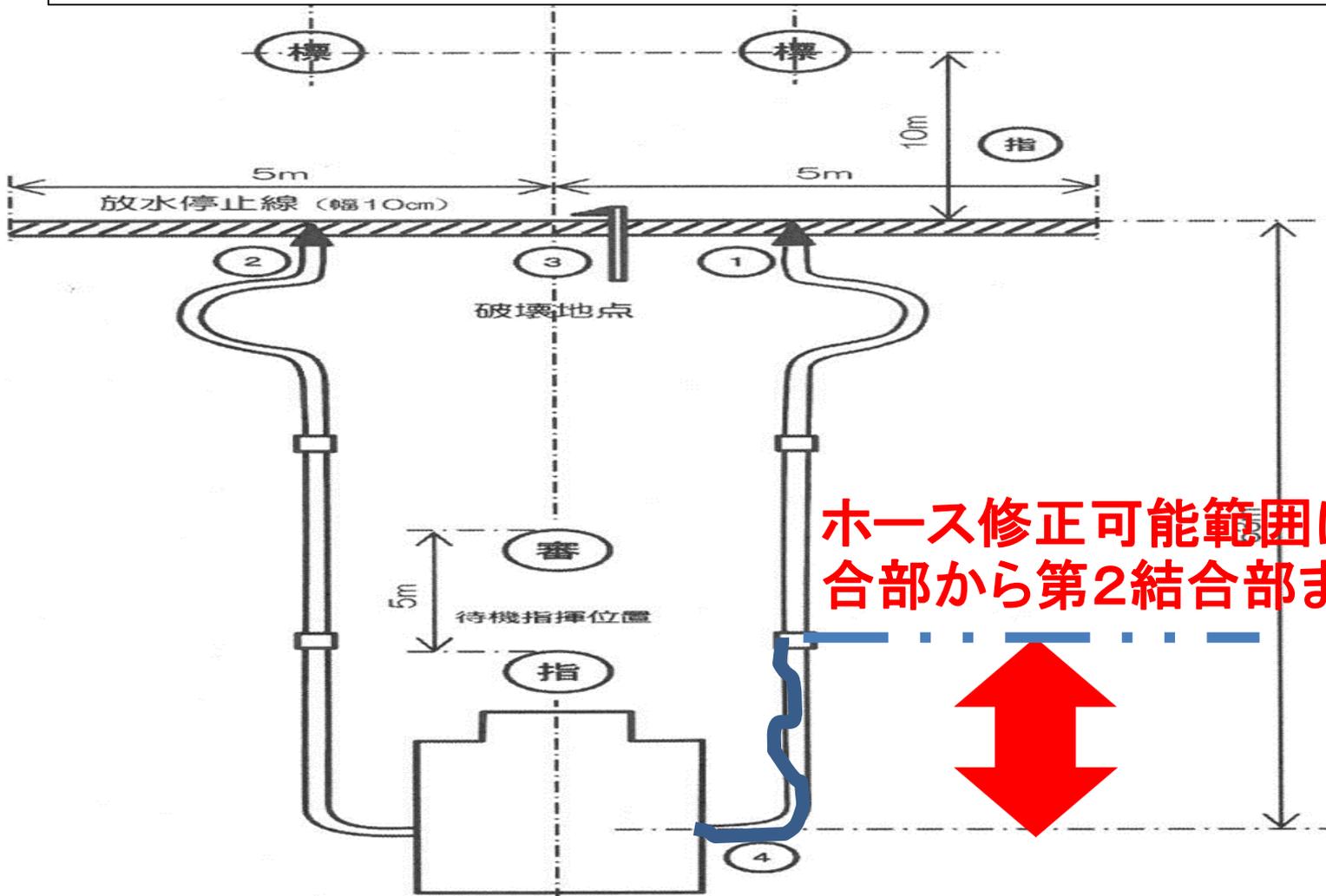
(1)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項

③「機関操作員が余裕ホースに配意する際、第1ホースのよじれ等を修正してもよい。ただし、第2結合金具が移動(引きずり)した場合は減点する。」

減点項目は「踏みつけ、落下、けとばし等」

(小型ポンプ操法と共通事項)

ポンプ側の余裕ホース修正の範囲



ホース修正可能範囲は第1結合部から第2結合部まで

※小型ポンプ操法と共通事項

機関員の余裕ホース修正 (送水操作後)

送水を開始した際に余裕ホース部分で屈折が発生し、抵抗が増えて通水が遅くなる場合、余裕ホース(水利側)の修正は、通水に著しく支障がある場合を除き、不要とする。

(送水前の修正が原則)

小型ポンプ操法と共通事項

規定圧力と計器の関係

送水圧力の限界は?

0.4Mpa (4kg/Cm²) 以下

計器の振れについては、**振れの中心**で圧力確認
小型ポンプ操法と共通事項

ちなみに、第70回大会の小型ポンプの部では過半数以上のチームが「規定外圧力送水」で5点の減点があった。

送水圧力の考え方について

0. 4Mpa (4kg/Cm²)

真空時及び筒先閉鎖時は一時的に計器が圧力0.4Mpa (4kg/Cm²)を超えてもよい。

※「放水始め」と復唱し、放口コックを開けてから、指揮者の「放水止め」により筒先を閉鎖するまでは規定圧力を超えてはならない。

(小型ポンプ操法と共通事項)

標的を倒した後の圧力は・・・

標的を倒した後の圧力は下げてはいけない。

理由：ポンプ車操法では、筒先員の放水中の筒先保持、また小型ポンプ操法では、筒先員交替時の筒先保持が楽になり、優位に働くため。

放水中止に伴ってのエンジン回転の上昇

放水中止時、一時的ではなく、**常時圧が上がっている場合はスロットル操作で減圧する。**

上昇してなくても、スロットルには触れてもよいが操作しないこと。

小型ポンプ操法と共通事項

ボタン式自動揚水装置・揚水操作終了

揚水操作が完了するまでは、次の動作には移れない。

その時機は、**揚水完了ランプの点灯**または**圧力計が加圧状態**になったとき。

(小型ポンプの揚水時も同様)

ポンプについて

(大会統一事項)

1 統一事項

(1) 出場隊共通事項

③送水圧力計を一定圧以上あがらないよう
セットするなどの工作はしないこと。

疑わしい場合は審査班長の判断で、競技
終了後に試験を実施して失格等の措置をと
る。

操法進行の合図(ポンプ車)の時機

- 1 第2線延長開始の合図(白旗:審査副班長)
3番員が定位についた後、約10秒後
- 2 放水中止の合図(赤旗:審査副班長)
第2線延長の3番員が、定位についた後、
約10秒後

操法進行の合図(ポンプ車)の時機

3 排水止めの合図(赤旗:審査副班長)

ノズルを上向きで開いた時点から約10秒後、
1番員のおおむね前方にいたり

4 収納の合図(赤旗:審査副班長)

排水止めより、約10秒後

服 装 点 検

服装点検の時機は？

他の隊員を待つことなく・・・。

指揮者・・・待機指揮位置に戻ってすぐ。

隊 員・・・待機位置に戻ってすぐ。

小型ポンプ操法と共通事項

吸管引き揚げは、補助員の仕事とし、
操法終了後とする。

また、引き揚げた後は用意されたバット
(大会事務局で準備する)に一時的に
排水し、吸管を伸長させたまま保持し、
そのまま指定された場所で収納する。

(小型ポンプ操法も同様とし、県大会で
は一連の作業は自団で完結させるこ
と。)

ポンプ車操法

機材セッティング

11ページ

【機材のセッティング】

ポンプ車等の配置は、次の3ポンプ車操法の待機位置等のおりとする。

機材のセッティング

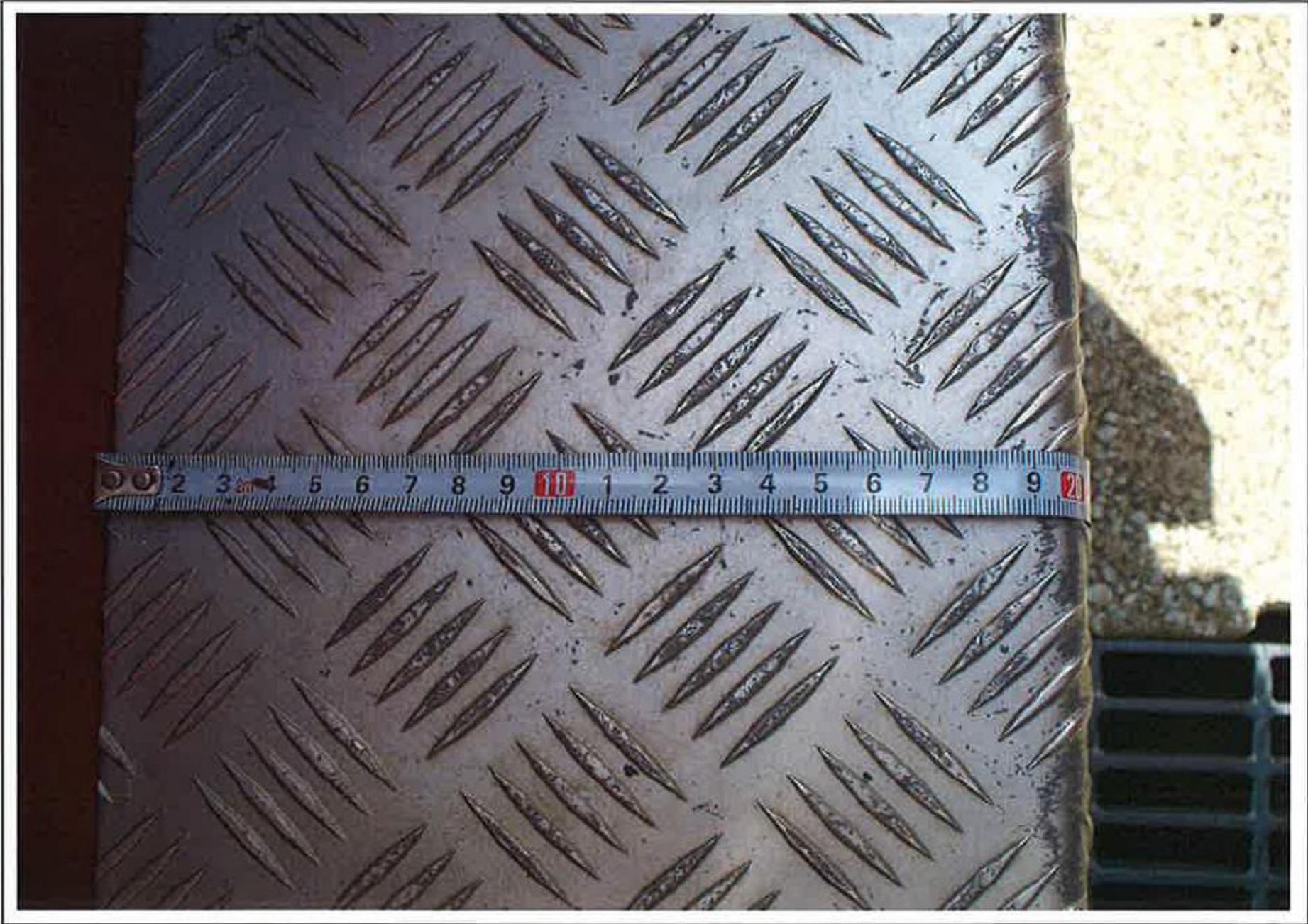
1 ホース設定写真（画像添付欄）

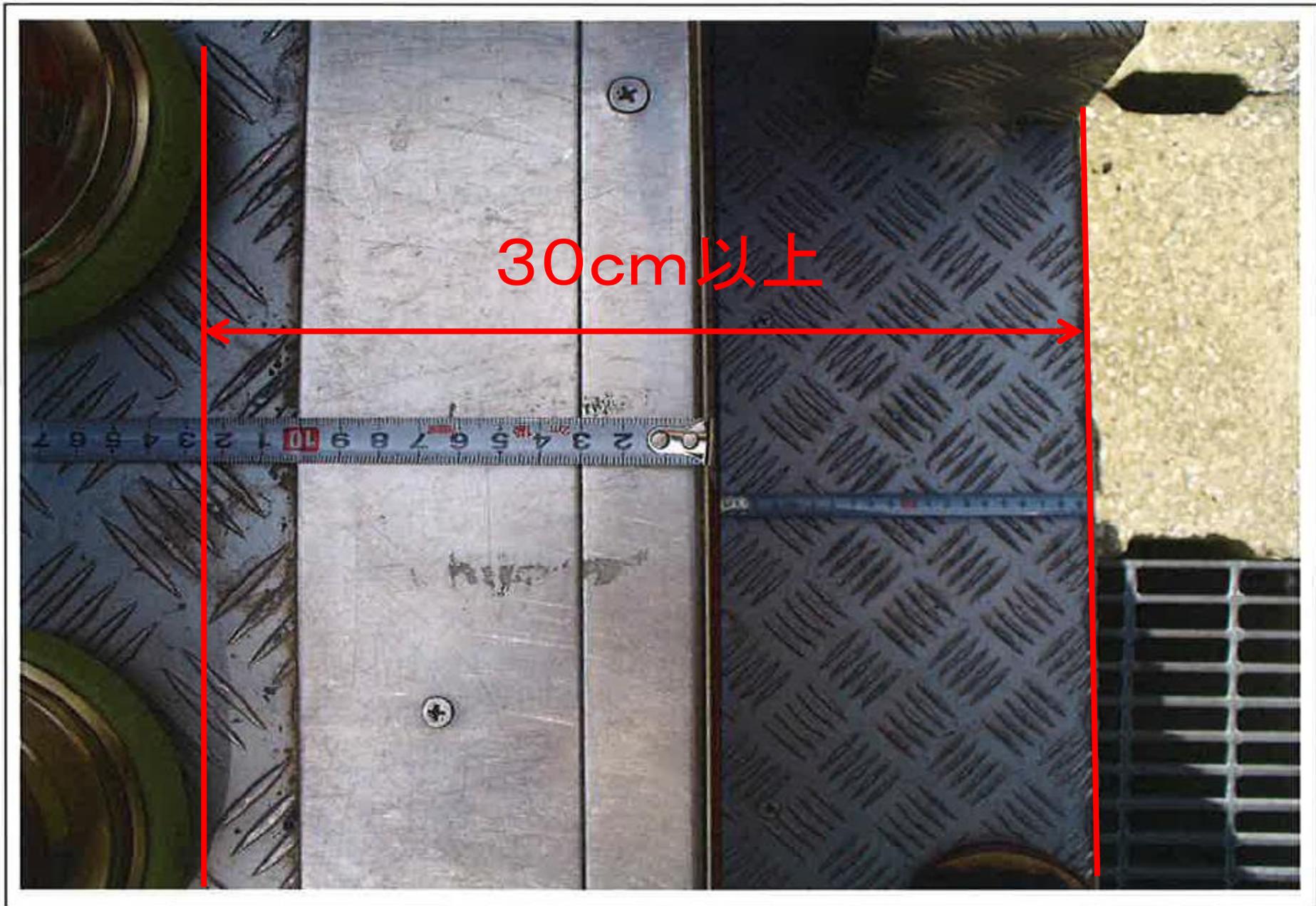


※ステップ後
端から30cm
以上離す。



ホースの間隔
は問わない。





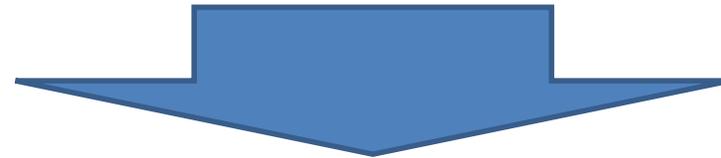
機材のセッティング例(ホース積載部)



機材のセッティング例(とび口積載部)



とび口は必ず**キャッチ**にはめ込む。



キャッチの方向は問わない。

機材のセッティング例(とび口積載部)



とび口の積載が縦方向の場合は、とび口を両手で取った後は、操法実施要領どおり実施すること。ただし、とび口をおろす(とび口を持ち、キャッチから外す)際の両手の向きは実施要領と異なってもよい。

出場車両の事前審査表

都道府県名	岡山県	
ふりがな	わけちょうしょうぼうだん	
消防団名	和気町消防団	
ポンプ車機装メーカー	ニッキ	
車種 (例：いすゞエルフ)	日野 デュトロ	
ホース積載部の工作	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	有の場合は工作内容記載
真空オイルの漏れ	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	有の場合の漏れ位置記載

1 ホース設定写真 (画像添付欄)



2 とび口積載写真 (画像添付欄)



ポンプ車両の事前審査について

岡山県大会ではポンプ車両の事前審査が必要になります。

県大会での事前審査は

- 1 全国大会のように事前に審査表の提出は不要です。
- 2 抽選会後から6月下旬までの間、消防学校での一日入校を希望する場合、その場で審査します。
- 3 一日入校しない消防団については、画像等を添付した事前審査表を消防学校宛てに送付してください。

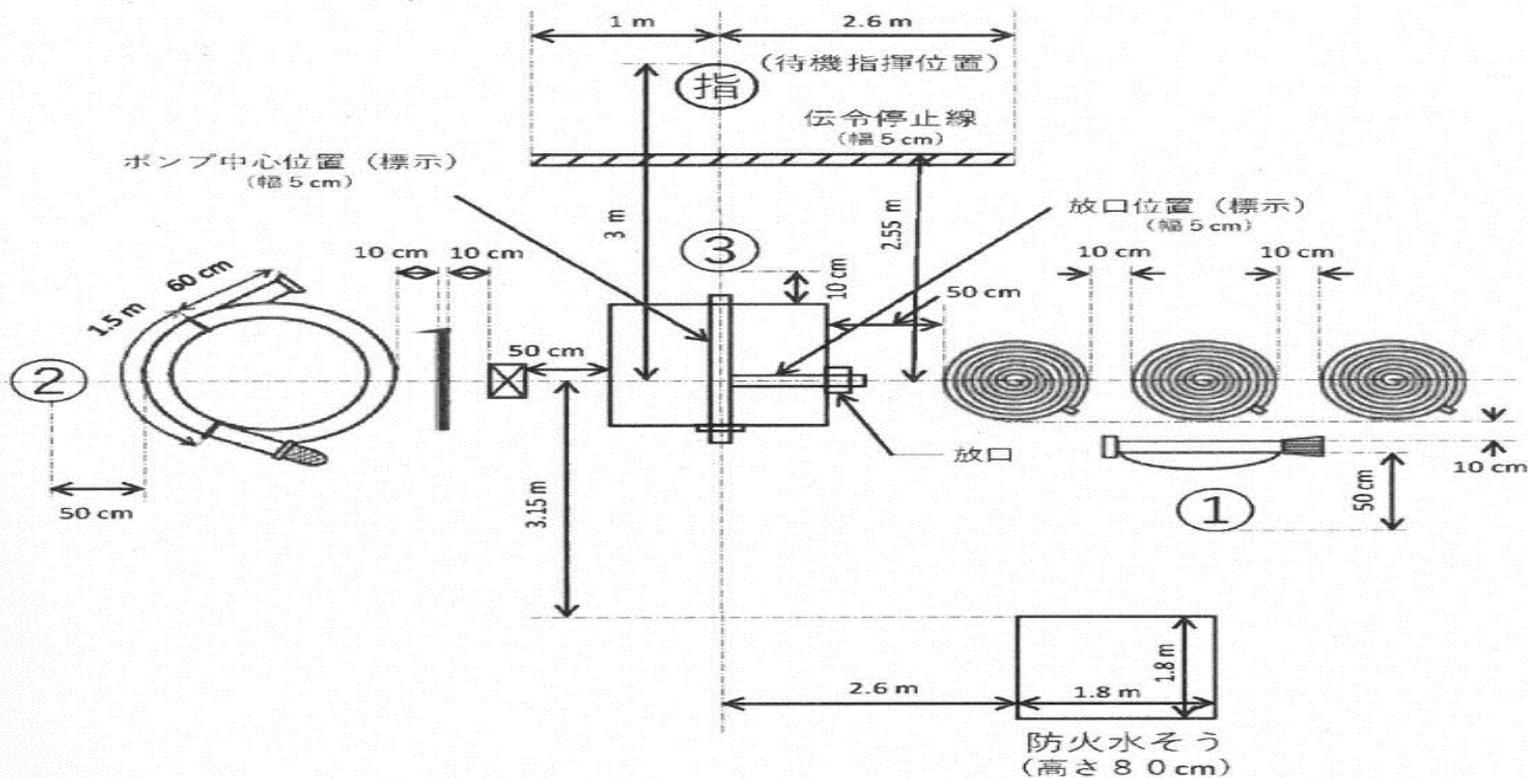
10分間の休憩タイム



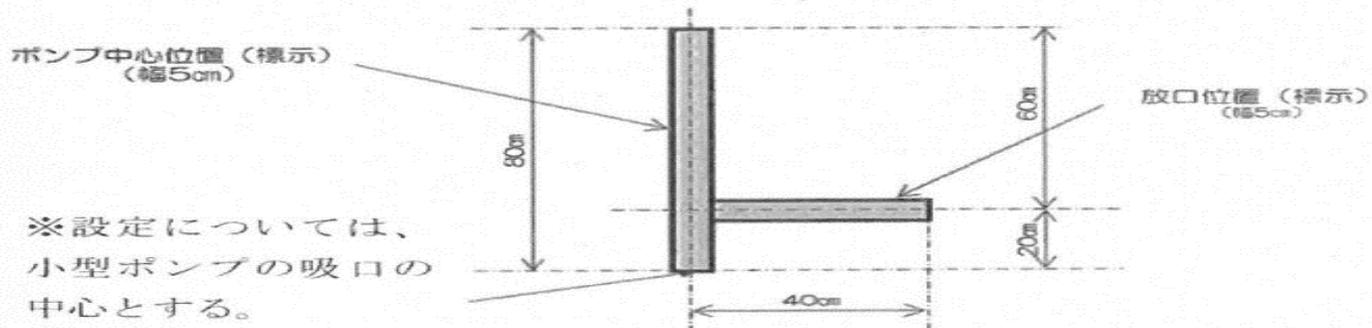
小型ポンプ操法

実施要領説明

小型ポンプ操法の待機位置等



小型ポンプ位置標示



待機指揮位置と待機位置

35ページ

【待機指揮位置(指揮者)】

指揮者は待機指揮位置という表記で位置はポンプ放口の中心から3m、伝令停止線から火点側に0.45mの位置で火点方向を向いて待機

【待機位置(各隊員)】

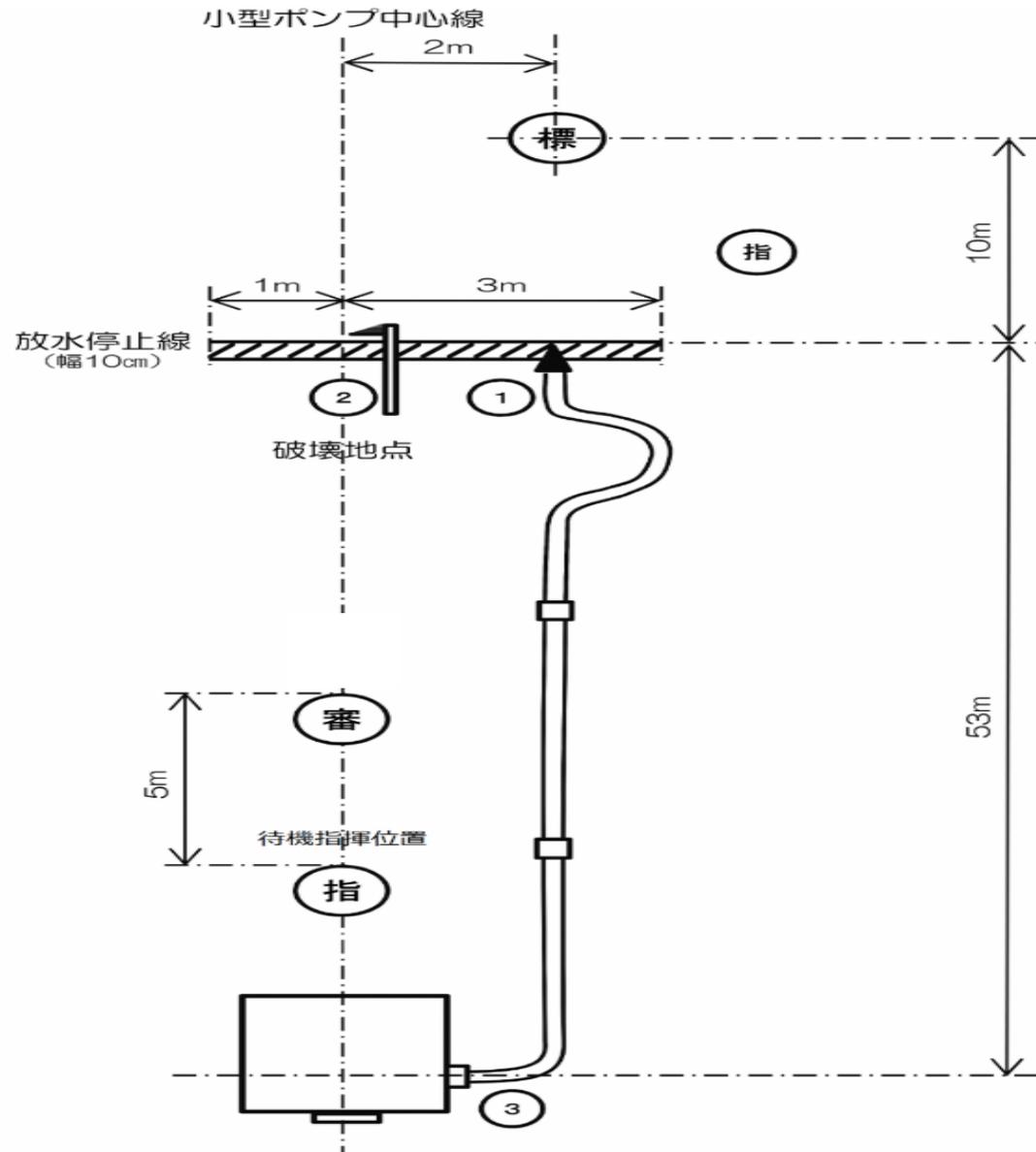
隊員は待機位置という表記で1番員は筒先から水利側に50cm、2番員は吸管から左に50cm、3番員はポンプの中心から火点側に10cmの位置で整列休めの姿勢で待機

小型ポンプ操法の各位置の距離 (水利側)

35ページ

- 1 水利の位置(従来と変更なし)
(寸法1.8m×1.8m×0.8m(水量は上端から15cm))
 - ・放口の中心から水利の火点側面(がわめん)が3.15mポンプの縦の中心線から左側面が2.6m
- 2 伝令停止線は放口中心から火点側に2.55m(伝令停止線基準線)、長さ3.6m、ポンプの中心線から右に2.6m、左に1mで幅5cm

47ページ 延長体系図



小型ポンプ操法の各位置の距離等(火点側)

47ページ

1 指揮者の火点指揮位置

1番員の斜め右前方、おおむね3mのところに位置すればよい。
(1番員左右の足の位置に関係ない:規定はない)

2 放水停止線は放口中心から放水停止線基準線までが53mの位置で
右に3m、左に1mの長さで幅10cm

3 有効放水測定装置付標的(火点)の中心の位置は放水停止線基準線
から10mで高さは標的の上端が2m

待機から点呼、開始報告想定付与まで

36ページ

【待機】

指揮者は待機指揮位置で、火点方向を向いて整列休めの姿勢で待機。

【点呼】

その後、審査班長の「操法開始」の合図により待機指揮位置で回れ右をし、各隊員に対して相対した後「気をつけ」の号令をかけ、隊員を基本の姿勢にし、「番号」と号令する。

36ページ

【開始報告】

その後、その位置で回れ右をし、審査班長に拳手注目の敬礼を行い、「〇〇市町村消防団、ただいまから小型ポンプ操法を開始します。」と報告し、拳手注目の敬礼を行った後、回れ右をする。

【想定付与～開始】

想定付与は従来から変更なし
隊員は指揮者の「操作始め」の号令を聞いた後、それぞれの動きに入る。

42ページ

【収納】

(指揮者)

合図により①の方向に向きを変え「おさめ」と号令し、①が筒先を離脱し、背負うのを確認した後、進行方向に向きを変え①とともに発進し、**第1線第2ホースをまたいで小型ポンプ方向を向いて待機指揮位置で停止する。**

42ページ

【収納】

(1番員)

指揮者の「おさめ」の号令に「よし」と呼唱し、筒先を第3ホースから離脱し、背負った後、指揮者ととともに発進し、**第1線第1ホースをまたいでポンプ右側をとおり折りひざの姿勢で筒先をおろし、元の位置に収め、その場に待機する。**

43ページ

【収納】

(2番員)

指揮者の「おさめ」の号令に「よし」と呼唱し、とび口を浮かし、回れ右の要領で向きを変えると同時にとび口を左手に持ち替え、左腋下に抱え、3番員の待機位置に配意しながら、火点方向に向きを変え、おおむね待機時の吸管配置位置の中心付近にとび口を収め、その場に待機する。

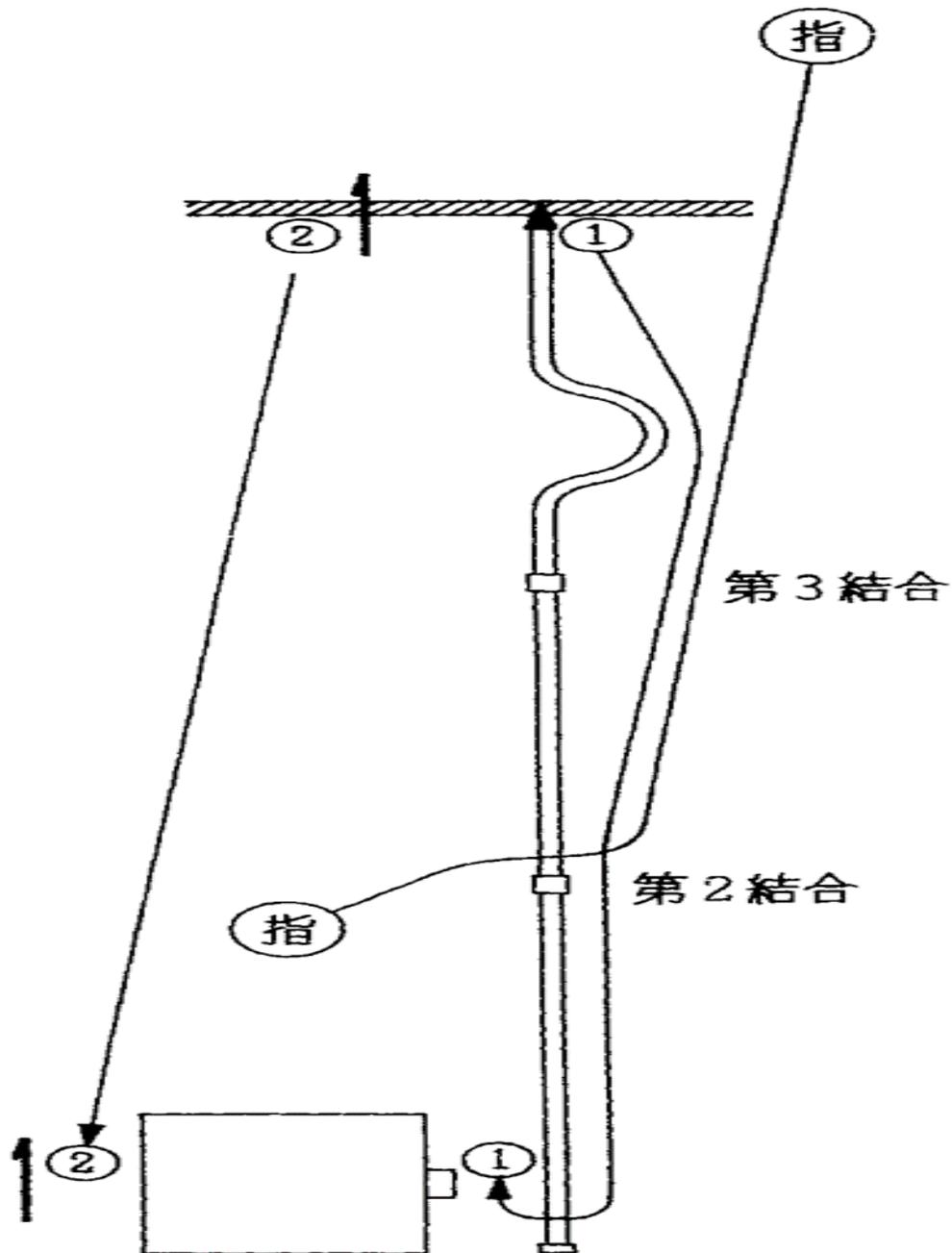
43ページ

【収納】

(3番員)

指揮者の「おさめ」の号令に「よし」と呼唱し、左足を1歩踏出し、エンジンを停止した後、第1結合を離脱し、ホースを伸長(筒先収納に支障のない位置)させた後、待機位置に移動し、待機する。

46ページ 収納経路図



43ページ

【身体、服装点検】

指揮者は待機指揮位置、各隊員は待機位置に集まった順に身体、服装点検を実施する。その後、基本の姿勢となる。

43ページ

【点検報告】

(各隊員)

身体、服装の点検終了後、自主整とんし、指揮者の「点検報告」の号令で①から③まで順次指揮者に相対し、「○番員異常なし」と報告する。

43～44ページ

【終了報告～解散】

(指揮者)

待機指揮位置で回れ右をし、審査班長に挙手注目の敬礼を行い、「〇〇市町村消防団小型ポンプ操法を終了しました。」と報告し、挙手注目の敬礼を行った後、回れ右をし、各隊員に対して相対する。

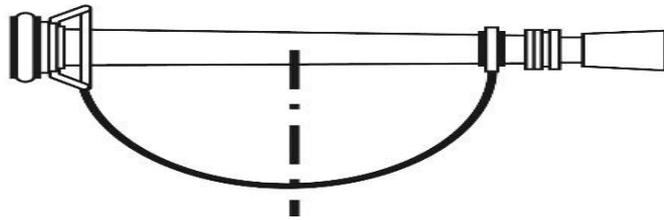
その後、各隊員に対し、「わかれ」と号令し、各隊員に答礼し解散させる。

小型ポンプ操法

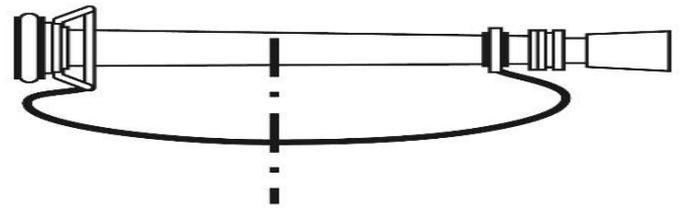
機材セッティング

小型ポンプ操法・背負いバンドの設定について

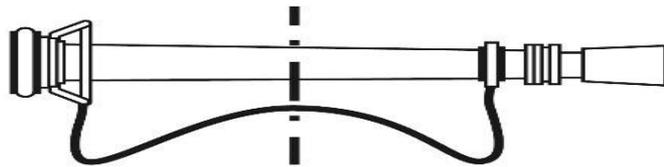
① 実施要領のとおり（※認める）



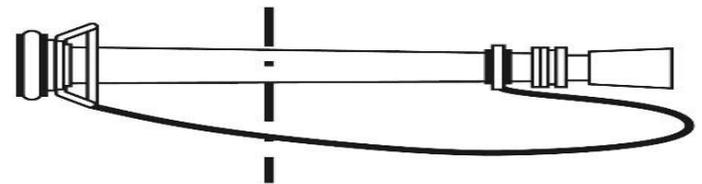
② 両サイドに逃がす（※認める）



③ 波型に逃がす（※認める）



④ 左右非対称（※認めない）



※収納時筒先を元の位置に収める際、背負いバンドの形状は問わない。

小型ポンプ操法・機材のセッティング(吸管バンド)

吸管バンドは市販品であれば、どのタイプを使用してもよい。

ただし、マジックバンドは不可。

取付けは、内向き外向きは問わない。

吸管バンドの取り外し

吸管バンドの取り外しは、確実にするものとし、取り外したバンドは、吸管上に残ったままで、操作しないこと。



第1ホースの展張に便利な位置に搬送

ホースを持って後方を確認する
ホースを持つという解釈は…



※ホースに手が触れた状態
(いわゆる、地上げ後ではない)

※下がる直前に後方確認

後方確認後、ホースを持つのは



筒先交替時の留意点

筒先交替時機は？



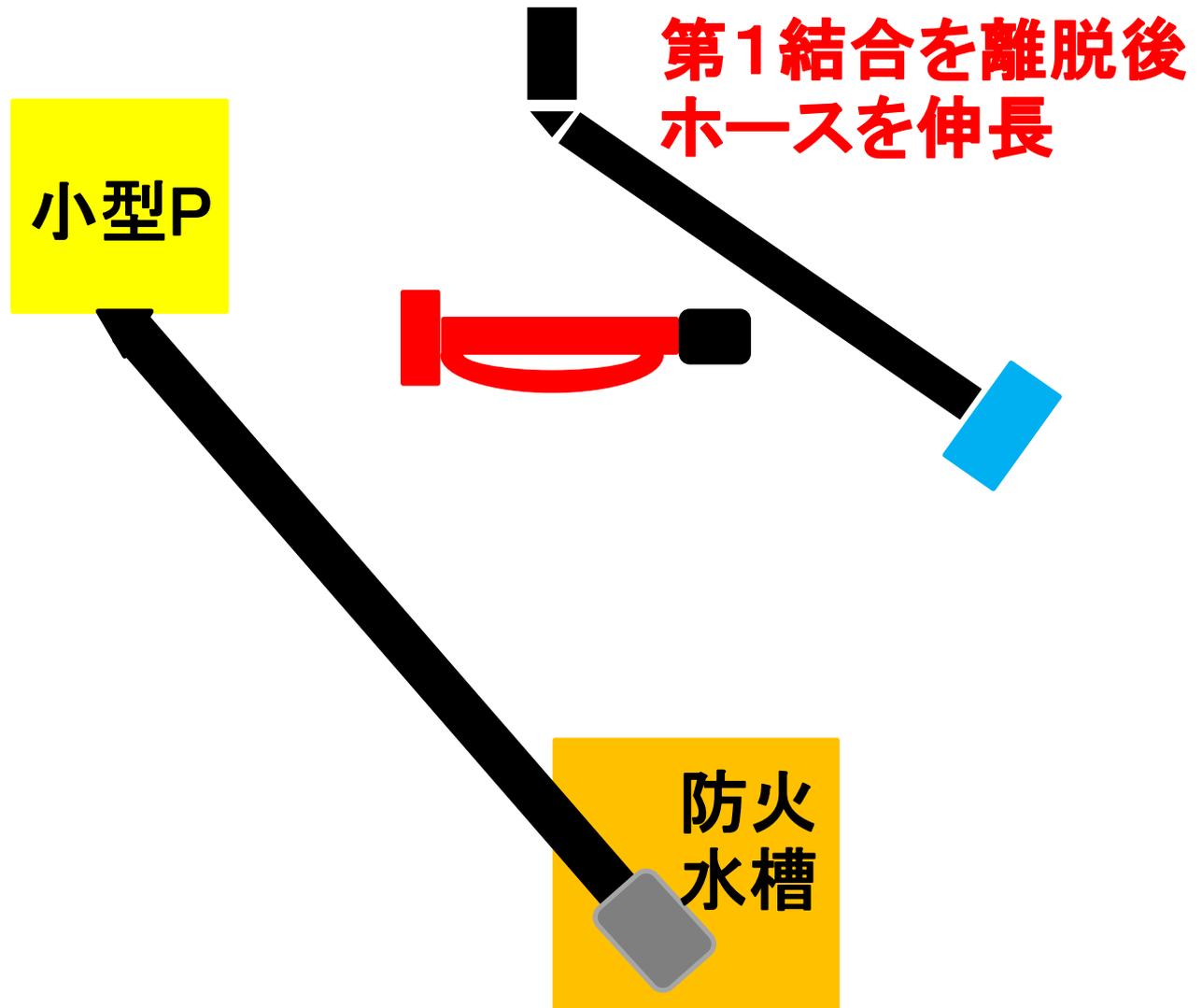
標的を倒した後とする。

筒先交替時の圧力は下げてはいけない。

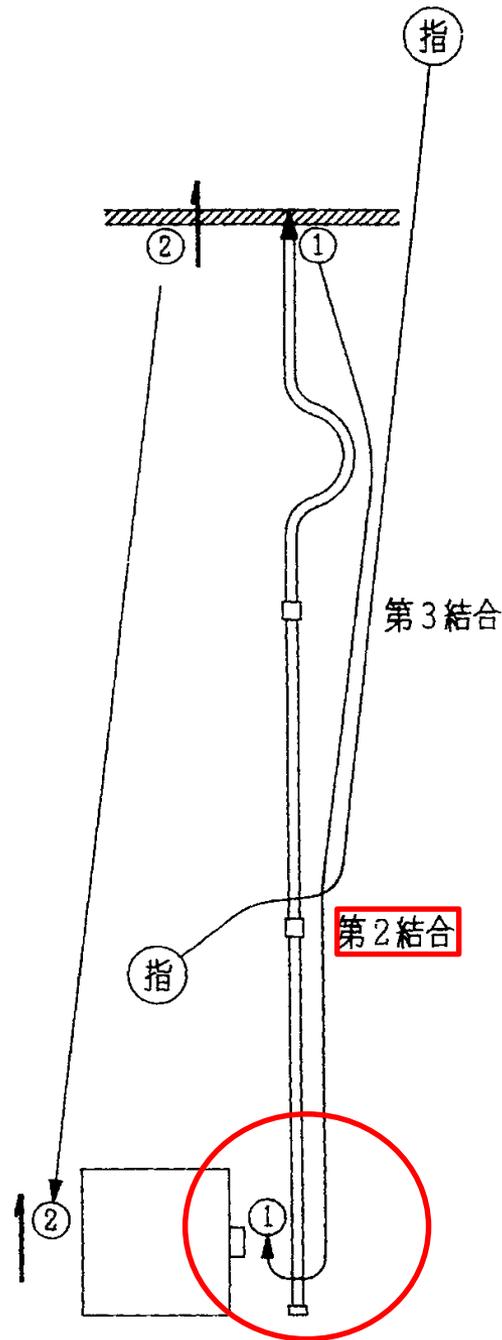
操法進行の合図(小型ポンプ)の時機

- 1 放水中止の合図(赤旗:審査副班長)
2番員が定位についた後、約10秒後
- 2 排水止め(赤旗:審査副班長)
ノズルを上向きに開いた時点から、約10秒後
- 3 収納の合図(赤旗:審査副班長)
「排水止め」より約10秒後

収納時の定位付近の操作の流れ



收納經路



審 查 要 綱

出場隊の服装

靴は、操法に支障のないものとする。

(脚絆を用いても可)



ハイソックスでも可

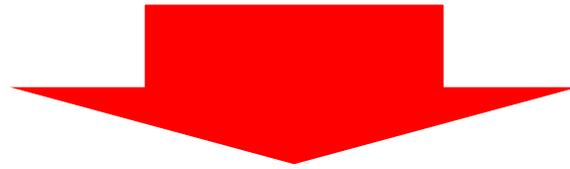
ハイソックスの例



出場隊の服装

軍手またはゴム手袋の使用は認められるか？

(規定はないが安全性で？)



齊一していれば可

ゼッケンについて

- ・ **大きさ(基準)**
 - 横 25センチメートル
 - 縦 24センチメートル
- ・ 生地は白色、黄色及び橙色のいずれか一色
- ・ 文字及び数字(アラビア数字)は、黒色
- ・ ゼッケンには、上記の文字以外のものは一切表示しない(例:刺繍で〇〇分団、絆、魂等)
- ・ 取付け方法は問わないが脇や肩の紐のほどけや脱落に注意すること。

審查要領

審査の範囲

ポンプ車操法、小型ポンプ操法
とともに「操作はじめ」の号令から、
解散までの間。

**乗車時の転倒、落下等は安全性に係るため、総合審査で判断する。
ただし、前述のとおり、この動作については行動審査員の審査対象外である。**

失格について

操法実施中、各隊員に不測の事故（負傷者の発生、揚水の不能、ホースの離脱等）が発生し、操法の続行が不可能と認められる場合は、90秒を経過した時点（急を要する場合はこの限りではない。）で審査長の判断により、操法の中止を命令し待機位置に集める。

審査担当
行動審査
計 時
得点集計
順位決定
優秀番員

(審 査 担 当 表)

審 査 種 別	審 査 員 数	
	ポ ン プ 車	小 型 ポ ン プ
総 合 審 査	審査班長を含む2人	審査班長を含む2人
指 揮 者	2人	2人
1 番 員	2人	2人
2 番 員	2人	2人
3 番 員	2人	2人
4 番 員	2人	
計 時	3人	3人
機 器	3人	3人
計	18人	16人

総合審査員4名(ポンプ車2名・小型ポンプ2名の審査班長と審査副班長)は、消防学校教官をあてる。

行動審査員の18名(ポンプ車10名・小型ポンプ8名)は、消防本部又は市町村消防団から推薦を受けた者の中からあてる。

計時審査員6名(ポンプ車3名・小型ポンプ3名)、機器審査員6名(ポンプ3名・小型ポンプ3名)は、消防本部又は消防団の推薦を受けた者の中からあてる。

行動審査（ポンプ車）

操 作 員		持 点	減 点	得 点
1	指 揮 者	20		
2	1 番 員	20		
3	2 番 員	20		
4	3 番 員	20		
5	4 番 員	20		
得 点 合 計		100		

200点満点のうち
100点(1/2)が
行動審査の持点

行動審査（ポンプ車）

操 作 員		持 点	減 点	得 点
1	指 揮 者	20	2	18
2	1 番 員	20	3	17
3	2 番 員	20	5	15
4	3 番 員	20	8	12
5	4 番 員	20	2	18
得 点 合 計		100	20	80

行動審査（小型ポンプ）

操 作 員		持 点	減 点	得 点
1	指 揮 者	15		
2	1 番 員	15		
3	2 番 員	15		
4	3 番 員	15		
得 点 合 計		60		

100点満点のうち
60点(約1/2)が
行動審査の持点

行動審査（小型ポンプ）

操 作 員		持 点	減 点	得 点
1	指 揮 者	15	10	5
2	1 番 員	15	18	0
3	2 番 員	15	5	10
4	3 番 員	15	3	12
得 点 合 計		60	36	27

総合審査表（ポンプ車）

出場団名			
出場順		審査員	

審査項目	持点	得点
規律、節度	10	
敏しょう性	10	
士気	10	
安全性	10	
操法要領遵守度	10	
合計	50	

※ 総合審査の解説（各項目の詳細）

- 1：規律、節度 整頓状況、各個動作、部隊行動、誇張等
- 2：敏しょう性 各動作の鋭さ、各動作の流れ、タイムに関係しないところでの手抜き等
- 3：士気 号令、気合、不要な態度等
- 4：安全性 操作の粗さ、ホース搬送(三点支持)、基本注水姿勢、服装の乱れ、転倒、
けとばし、器材の落下、踏みつけ等
- 5：操法要領遵守度 ホースライン(送水前)、開始合図前行動、過不足、規定外圧力送水、操法の
明らかな誤り、経路の誤り等

※ 総合審査の注意点

- 1 総合審査は、行動審査において判断しにくい部分を総合的に審査するものであり、個別の動作について審査するものではない。
- 2 上記1に基づき、その動作をすることにより有利に働くもの(例：規定外圧力など)について、公平を期すため減点するものとする。
 - (1) 規定外圧力があつた場合は、圧力の大小にかかわらず1点の減点とする。
(すでに機関操作(ポンプ車④・小型③)の部分で5点減点されているため。)
 - (2) ホースラインについては、蛇行の大小にかかわらず1点の減点とする。
(大きく蛇行していれば、展張又は延長時及び送水等影響が出ているため。)
 - (3) 過不足については、行動審査員だけでの判断が困難なことから、全体を掌握する総合審査(班長・副班長)が主導で過不足の原因を特定し、誤った審査にならないよう調整する。

総合審査表（小型ポンプ）

出場団名			
出場順		審査員	

審査項目	持点	得点
規律、節度	4	
敏しょう性	4	
士気	4	
安全性	4	
操法要領遵守度	4	
合計	20	

※ 総合審査の解説（各項目の詳細）

- | | |
|-----------|--|
| 1：規律、節度 | 整頓状況、各個動作、部隊行動、誇張等 |
| 2：敏しょう性 | 各動作の鋭さ、各動作の流れ、タイムに関係しないところでの手抜き等 |
| 3：士気 | 号令、気合、不要な態度等 |
| 4：安全性 | 操作の粗さ、ホース搬送(三点支持)、基本注水姿勢、服装の乱れ、転倒、けとばし、器材の落下、踏みつけ等 |
| 5：操法要領遵守度 | ホースライン(送水前)、開始合図前行動、過不足、規定外圧力送水、操法の明らかな誤り、経路の誤り等 |

※ 総合審査の注意点

- 1 総合審査は、行動審査において判断しにくい部分を総合的に審査するものであり、個別の動作について審査するものではない。
- 2 上記1に基づき、その動作をすることにより有利に働くもの(例：規定外圧力など)について、公平を期すため減点するものとする。
 - (1) 規定外圧力があつた場合は、圧力の大小にかかわらず1点の減点とする。
(すでに機関操作(ポンプ車④・小型③)の部分で5点減点されているため。)
 - (2) ホースラインについては、蛇行の大小にかかわらず1点の減点とする。
(大きく蛇行していれば、展張又は延長時及び送水等影響が出ているため。)
 - (3) 過不足については、行動審査員だけでの判断が困難なことから、全体を掌握する総合審査(班長・副班長)が主導で過不足の原因を特定し、誤った審査にならないよう調整する。

**総合審査の審査表の下の欄に各項目の詳細な説明を設けています。
内容は各自で確認をお願いします。**

計時要領

審査員3人

小数点第2位(1/100)まで計則

小型ポンプ操法の延長例

A(43.71) B(44.13) C(43.92)

中間値のものを決定タイムC(43.92)

換算タイム43秒、2点の加算

この場合の得点は17点となる。

所要時間の計時(1線延長)

ポンプ車第1線の所要時間



指揮者の「操作始め」の号令から4番員の「よし」の呼唱の「し」から審査員が標的による有効放水(的が倒れた)と認めた時点まで。

所要時間の計時(2線延長)

ポンプ車第2線の所要時間



指揮者の「第2線延長始め」の号令から1番員の「第2線延長始め」の復唱の「め」から審査員が標的による有効放水(的が倒れた)と認めた時点まで。

所要時間の計時(小型ポンプ・1線延長)

小型ポンプ延長の所要時間



指揮者の「操作始め」の号令から3番員の「よし」の呼唱の「し」から審査員が標的による有効放水(的が倒れた)と認め
た時点まで。

計時審査表(ポンプ車)

区分 \ タイム計測員	A	B	C	決定タイム	得点
第1線					
第2線					

計測は、1/100までとし、計時計測員3人のうち中間値のものを、決定タイムとする。
※所要時間に各25点を配分し、各所要基準時間(20点)を超えた場合、持点から1秒につき1点減点とし、速い場合、5秒までの短縮を評価し、1秒につき1点加算し得点とする。

得点換算表

第1線

タイム	45	・	・	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
得点	25	・	・	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15

第2線

タイム	55	・	・	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
得点	25	・	・	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15

**200点満点のうち
 行動審査の持点を
 除き残り100点
 の半分50点がタ
 イムの得点**

ポンプ車・得点換算表(第1線66秒後・第2線76秒後)

第1線

タイム	66	67	68	69	70	71	72	73	74
得点	9	8	7	6	5	4	3	2	1
タイム	75	76	77	78	79	80	81	82	83
得点	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第2線

タイム	76	77	78	79	80	81	82	83	84
得点	9	8	7	6	5	4	3	2	1
タイム	85	86	87	88	89	90	91	92	93
得点	0	0	0	0	0	0	0	0	0

計時審査表(小型ポンプ)

タイム計測員 区分	A	B	C	決定 タイム	得点
ホース延長					

計測は、1/100までとし、計時計測員3人のうち中間値のものを、決定タイムとする。

※所要時間に各20点を配分し、各所要基準時間(15点)を超えた場合、持点から1秒につき1点減点とし、速い場合、5秒までの短縮を評価し、1秒につき1点加算し得点とする。

得点換算表

タイム	35	・	・	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
得点	20	・	・	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10

100点満点のうち行動審査の持点を除き残り40点の半分20点がタイムの得点

小型ポンプ・得点換算表(56秒後)

タイム	56	57	58	59	60	61	62	63	64
得点	4	3	2	1	0	0	0	0	0

総合審査表 (ポンプ車)

出場団名			
出場順		審査員	

審査項目	持点	得点
規律、節度	10	<p>200点満点のうち行動審査の持点が100点、さらにタイム得点が50点、残り50点の得点が総合審査の持点</p> <p>※動作全般の総合評価</p> <p>※行動審査表には、その他で「ひきずり」の項目がないため、ホースラインの形状は総合審査で評価</p> <p>※印は小型ポンプ操法も同様</p>
敏しょう性	10	
士気	10	
安全性	10	
操法要領遵守度	10	
合計	50	

総合審査表 (小型ポンプ)

出場団名			
出場順		審査員	

審査項目	持点	得点
規律、節度	4	<p>100点満点のうち行動審査の持点が60点、さらにタイム得点が20点、残り20点の得点が総合審査の持点</p> <p>※行動審査表にはその他で空欄の項目がないので、その部分は総合審査で判断する。</p>
敏しょう性	4	
士気	4	
安全性	4	
操法要領遵守度	4	
合計	20	

※印はポンプ車操法も同様

第1順位の決定(総得点)

①総合審査得点

+

②計時審査得点

+

③各行動審査の得点

上記3項目合計の点数の大なるもの

①②③を加算

第2順位の決定(タイム)

第2順位 タイム順

総得点合計が同数の場合、「計時審査の所要時間」の速い(100分の1まで計時)もの。

ポンプ車操法は、1線延長と2線延長の合算タイム
小型ポンプ操法は、1線延長タイムの速いもの。

第3順位の決定（総合審査）

総得点とタイムが同じ場合

総合審査の得点の大なるもの

※総得点、タイム、総合審査の方法によっても順位が決定しない場合は審査長が判断し決定する。

ポンプ車 審査集計表

出場順	出場消防団名	順位	総得点【200】
			①+②+③ 168.5

総得点168.5点

総合	A	B	審査計(A+B)	得点(計/2)
【50】	43	45	88.0	44.0

総合審査得点44点

+

計時	計測員 区分	A 1/100	B 1/100	C 1/100	決定タイム ABCの中間値 小数点以下切り捨て	得点
	第1線	51.23	52.00	51.80	51	a 24
	第2線	64.50	63.95	64.36	64	b 21
【50】	合計					②上記計 45

※決定タイムを得点換算表により得点を計上

計時審査得点45点

+

行動	操作員	A	B	審査計(A+B)	得点(計/2)	
	指揮者	18.0	17.0	35.0	c 17.5	
	1番員	15.0	17.0	32.0	d 16.0	
	2番員	14.0	12.0	26.0	e 13.0	
	3番員	13.0	14.0	27.0	f 13.5	
	4番員	19.0	20.0	39.0	g 19.5	
【100】	合計					③上記計 79.5

行動審査得点79.5点

※【 】の数字は満点数

小型ポンプ 審査集計表

出場順	出場消防団名	順位	総得点【100】
			④=①+②+③ 72.0

総合	A	B	審査計(A+B)	得点(計/2)
【20】	17.0	16.0	33.0	16.5

計時	計測員 区分	A	B	C	決定タイム ABCの中間値 小数点以下切り捨て	得点
		1/100	1/100	1/100		
【20】	ホース延長	43.20	43.13	42.95	43	17

※決定タイムを得点換算表により得点を計上

行動	操作員	A	B	審査計(A+B)	得点(計/2)
【60】	指揮者	8.0	9.0	17.0	^a 8.5
	1番員	8.0	10.0	18.0	^b 9.0
	2番員	8.0	7.0	15.0	^c 7.5
	3番員	13.0	14.0	27.0	^d 13.5
	合計				上記計 38.5

※【 】の数字は満点数

総得点72点

総合審査得点16.5点

+

計時審査得点17点

+

行動審査得点38.5点

優秀選手賞の決定

各操作員ごとの得点数の大なる者を優位とする。

ただし同点数が複数いる場合は年齢の高い者を優位とする。

同年齢の場合は生年月日の順

第71回岡山県消防操法大会統一事項

ここでは最近、追加や変更になったもののみを説明します。

大会統一事項、審査細目の全ての説明については時間の都合上、割愛します。各自で御確認ください。

78ページ

1 統一事項

(2) ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項

- ③⑥ホースの展張要領は、「右足先でめす金具近くを押さえ、右手でおす金具を確実に保持し、左手はホースに添えて展張方向を定め、前方へ転がして展張する。」となっているが、前方に転がす前までに、右手・左手・右足先の3点が完了していればよい。

78ページ

③7 点検報告では、各隊員は指揮者に
相対する。

指揮者は各隊員の報告に頭を動
かし受領する。

※相対とは正面でなくても構わない。

実施要領中の全ての「相対」も正面で
なくても構いません。

注水姿勢不安定 の詳細説明

82ページ

(2)ポンプ車に関する事項

③注水補助に伴う筒先から放水方向については、左右1メートル以上ぶれた場合は減点する。

(1番員の審査表

①第1線延長「注水姿勢不安定」

②第2線延長「注水姿勢不安定」)

①は2番員が注水補助に入った時、②は第2線延長のために注水補助を離れたタイミングの場面のこと。

(2)ポンプ車に関する事項 ③の詳細

新しく1番員の審査表の第2線延長欄に「注水姿勢不安定」が追加されたが、その場面については、第2線延長のために、2番員が注水補助のホースを離れた際の1番員の注水姿勢を評価する項目である

ただし、縦ぶれについては著しくぶれた場合を除き減点しない。

注水姿勢不安定の整合(1)

注水姿勢不安定

ポンプ車操法

第1線延長

1番員

- ・送水されてきた時の「ふらつき(右手が腰部から離れた場合)」、足の踏み替え等が生じるなど地面を移動した場合。(80ページ⑦参照)
- ・2番員が注水補助位置にいたり、注水補助に入った時。

注水姿勢不安定の整合(2)

注水姿勢不安定

ポンプ車操法

第2線延長

1番員

ポンプ車操法第2線延長では、2番員が1番員の「第2線延長始め」の復唱に「よし」と呼唱して注水補助のホースを離れた時。

注水姿勢不安定の整合(3)

注水姿勢不安定

小型ポンプ操法

第1線延長・・・指揮者

筒先員交替・・・1番員

- 1 送水されてきた時の「ふらつき(右手が腰部から離れた場合)」、足の踏み替え等が生じるなど地面を移動した場合。(80ページ⑦参照)
- 2 筒先からの放水方向が上下左右に1メートル以上ぶれた場合。(81ページ⑫参照)

注水姿勢不安定のまとめ

ポンプ車操法

第1線延長・・・1番員・・・① ② ③ ④

第2線延長・・・2番員・・・① ④

小型ポンプ操法

第1線延長・・・指揮者・・・① ④

筒先員交替・・・1番員・・・① ④

【場面】

- ① 送水されてきた時、又は放水中に「ふらつき(右手が腰部から離れた場合)」、足の踏み替え等が生じるなど地面を移動した場合。
- ② 2番員が注水補助位置にいたり、注水補助に入った時。
- ③ 2番員が1番員の「第2線延長始め」の復唱に「よし」と呼唱して注水補助のホースを離した時。
- ④ 筒先からの放水方向が上下左右に1メートル以上ぶれた場合。

大会統一事項(審査細目)

(1)ポンプ車・小型ポンプに関する共通事項
⑬吸管伸長時に、吸管が地面に接した場合は減点する。「吸管伸長操作不適」

→ ポンプ車操法 : 3番員、4番員
小型ポンプ操法 : 2番員、3番員

両方番員の減点になります。

大会統一事項（審査細目）

(2) ポンプ車に関する事項

① 2番員の注水補助で、注水部署（1番員の反対側1歩後方）位置がとれない場合は、ホースの形状を整え、伝達位置を確保し、1番員の・・・。

ホースの形状を整えるのは、注水部署を確保するために必要な部分のみとする。

（不要な部分のホース修正は遅延行為とみなします）

そ の 他

過去の大会からの課題

- 1 筒先担当番員は実施要領を熟読し、筒先の取扱い要領を理解すること。**(ノズル操作要領不適)**
(水出しでの筒先の取扱いは空操法にくらべて危険性がある)
- 2 筒先は操法開始時は完全にシャット状態にしておくこと。**(ノズル操作要領不適)**
- 3 放水中止時及び排水後は筒先を完全にシャット状態にすること。**(排水操作不適)**
- 4 伝達、伝令は必ずホースに沿うこと。
ホースが大きくそれていてもホースに沿うこと。
(経路不適: おおむね1メートル以内に体があればよい)

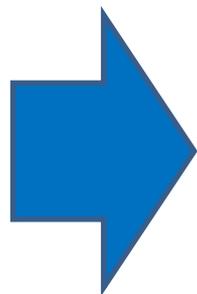
ホースについて

使用消防機械器具・ホース

耐圧1.3MPa以上

内径65mm

長さ20m以上



金属部分を除く布部分の長さ
かしめ部分や番線で巻いた部分は含める



県大会ではホース審査は実施しません

その理由は

- ① 長さ20m以上ということは今、説明していること。
- ② 多少の長さの誤差があっても、水出し操法には優位性はないと考えられること。
- ③ 入れ替え制で実施するため、ホース審査の時間的余裕がないこと。

ホース撤収要領

ホース撤収要領は県大会出場順抽選会において詳細を説明しますが、次ページに参考例を説明します。

ホース撤収要領例(ポンプ車・小型共通)

※第3ホース、第2ホース、第1ホースの
順に人員配置例



※ホース右側に右足を立てた折ひざの姿勢(左折り膝)で待機

ホース撤収の流れ(ポンプ車・小型共通)

指揮者の「わかれ」の号令後、第3ホース、第2ホース、第1ホースの順に担ぐ位置に行き折りひざ待機(ホース右側)する。



1回目の笛の合図(ピッ)で左肩に担ぐ。



2回目の笛の合図(ピッ)で立ち上がる。



3回目の笛の合図(ピー)で退出する。

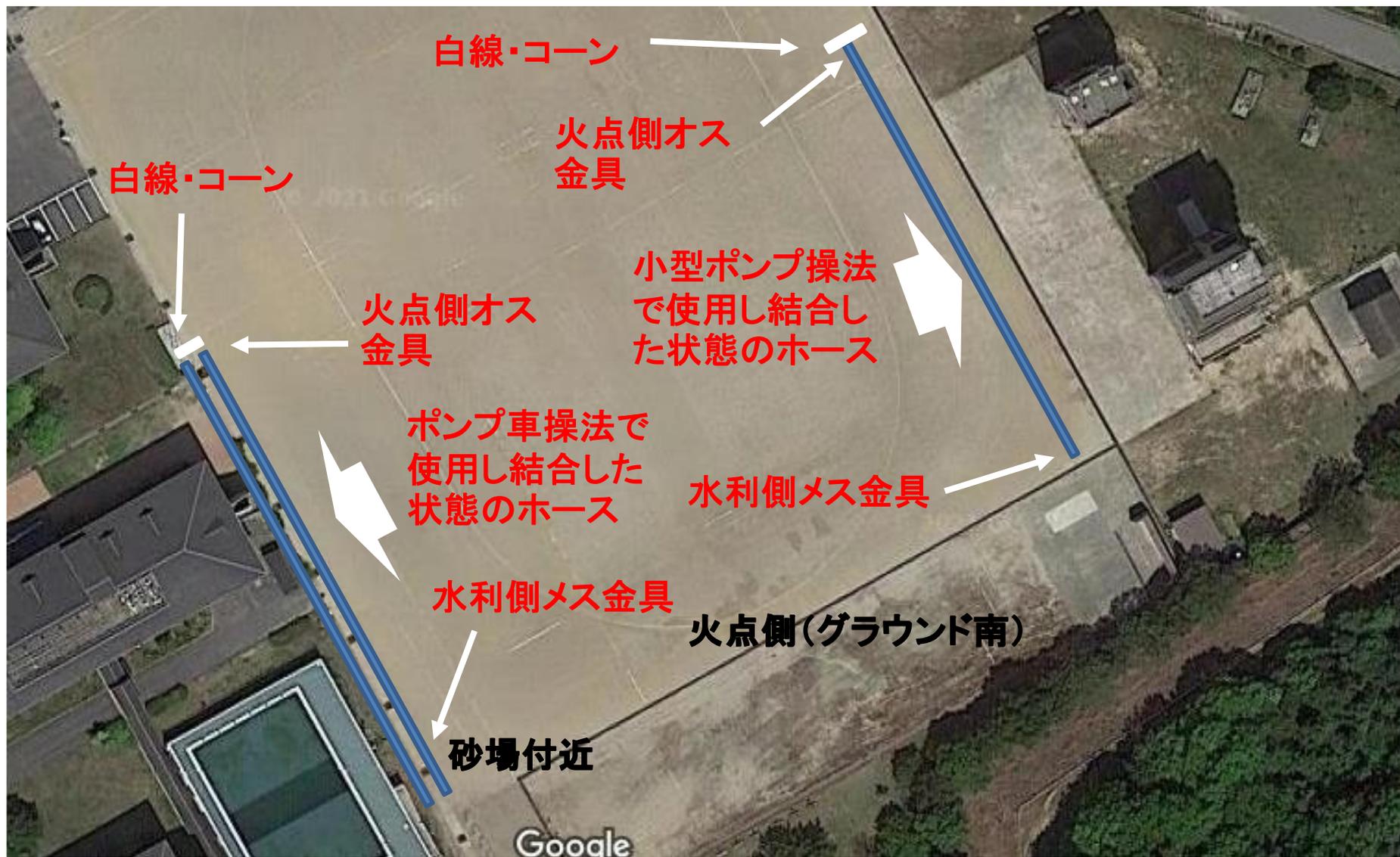
県大会でのホース撤収については、自団で笛を吹いて完結させる。

指揮者の「わかれ」で解散後、ホース撤収場所のテントから速やかにホースを担ぐ位置へ移動する。

ポンプ車操法のコースからのホース撤収要領

ポンプ車操法のホース撤収は第1線側及び第2線側を同じ笛のタイミングにより同時に退出させること。

ポンプ車・小型ポンプホース撤収場所のイメージ



県大会の操法の実施時間間隔

操法の実施時間間隔については

ポンプ車操法は12分間隔(途中休憩除く)

例) 出場順1 9:30 開始
 出場順2 9:42 開始 以下、同じ

小型ポンプ操法は10分間隔(途中休憩除く)

例) 出場順1 9:30 開始
 出場順2 9:40 開始 以下、同じ

詳細は県大会出場順抽選会時に説明します。

県大会出場団の行動要領について

県大会での詳細な事項につきましては、来年5月中旬に実施予定の出場順抽選会において説明します。

審査員について

- 1 12月中に審査員の推薦(消防本部と市町村)1名を依頼
- 2 1月下旬に審査員の委嘱状送付(30名)と審査員研修会開催通知発送
- 3 審査員研修会
3月20日(木)座学
22日(土)実技(ポンプ車:和気町、小型:高梁市)
- 4 6月下旬に審査員打合せ会

審査員研修会(3月20日(木):座学)

委嘱された審査員が対象です。

その他、見学として消防本部1名、市町村消防団員1名の教室への入室を認めます。

審査員と同じ資料を配布しますが、見学者の質問等は出来ません。

動画撮影、録音は許可しますが、研修会の支障にならない場所をお願いします。

審査員研修会(3月22日(土):実技)

委嘱された審査員が対象です。

屋外訓練場のポンプ車操法、小型ポンプ操法のそれぞれのコースにおいて実技の展示により、詳細説明後、審査員の模擬審査を行います。

その他、消防本部〇名、市町村消防団員〇名の見学を認めます。

見学者の質問等は出来ません。

動画撮影、録音は許可しますが、研修会の支障にならない場所をお願いします。

お疲れさまでした。